

2009年12月14日（月）

コペンハーゲン会議ハイライト

2009年12月12日 土曜日

12月12日（土）朝からCOP 及び COP/MOP プレナリーが開催された。午後と夕方には、SBIとSBSTAの閉会プレナリーが開催された。コンタクトグループ及び非公式協議も終日行われ、AWG-LCAでは緩和、資金、技術について、AWG-KP では附属書 I 国の排出削減やその他の問題、COP/MOP、SBSTA、SBIでは、様々なトピックの討議が行われた。

COPプレナリー

UNFCCC 第17条に基づく諸提案(京都議定書): COPのHedegaard議長から、条約第17条に基づく新議定書のための諸提案に関する議題項目の審議方法に関する協議が行われたことが伝えられた。

ツバルは、本件に関して適切な検討を行うよう主張しているのは“メディアの注目を浴びたい”からなのではなく、誠実な動機からのものだと強調するとともに、コペンハーゲンを成功させるべく個人的に尽力しているとしてCOPのHedegaard議長を称えた。また、「我々の前進の前に、米国議会の一部上院議員による議論完了を待っているというのは現代社会の皮肉だ」と述べ、オバマ大統領にはノーベル平和賞を尊重し、気候変動によって引き起こされる安全保障上の“重大な脅威”に取り組むよう求めた。

ツバルは、コペンハーゲンの成果として、法的拘束力をもつ2つの議定書に対する“強い嘆願”を繰り返し、法的拘束力を有するコペンハーゲンでの合意に署名するための選択肢は閣僚に託されたと主張した。COPのHedegaard議長は「どのような選択肢も議題から外されることはない」と述べた。

組織的事項: AWG-LCAのZammit Cutajar議長は、最新のAWG-LCAの作業状況を伝え、「完全で充実した」パッケージ合意に向けて「驚異的なボリュームの作業」が行われたと述べ、技術、REDD-プラスといった分野での前進について強調した。また、11日（金）にAWG-LCAの成果に関する議長案を提起したと述べ、文書を2つにすべきか、1つにすべきかどうかという点も含めて法的形式については締約国の意見が分かれていることについて言及した。この「高度に重要な」テーマは交渉グループ一つの守備範囲を超えるものであるとし、COP議長が本件について見守るよう提案した。

米国は、中核的な問題を簡潔な文書の中に盛り込んだ議長の「英雄的な作業手腕」を称え、技術や林業、適応といった多くの分野の進展について触れた。しかし、どのようにすれば「難しい核心的な課題」について、すぐに作業効果があらわれるような形で、議論を進められるのか明確にする必要があると指摘し、

閣僚級会合がこうした議論に必要な緊張感をもたらせるのではないかと述べた。

EUは、議長案に対して、気温上昇幅を2℃未満に抑制するという点の確実性がない; 途上国の行動には緩やかな枠組みしか提供していない; 京都議定書の継続を想定しているが、条約トラックの下での法的拘束力を有する合意を成立させるだけの法的な約束や期限を盛り込んでいない等の点について、懸念を表明した。また、その成果は、主要な要素を前進させつつ、京都議定書に立脚すべきであると改めて主張した。さらに、法的拘束力を有する合意に変換させるに足る「簡潔で包括的な」政治合意を求めた。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、グループとしては、適応への対応強化など特定の問題への対処が必要だと指摘しながらも、議長案をベースに作業を継続することに前向きな意向を示した。また、京都議定書の継続を反映させるような構造がG-77/中国にとって「決定的に重要」とし、コペンハーゲン合意に「不可欠」と述べた。

南アフリカ、クウェート、ナイジェリア、セネガル、ナミビア、ペルー、メキシコ（環境十全性グループの立場から）等、多くの国々が、議長案を作業のたたき台とする用意があると述べた。サウジアラビアは、議長テキストは「非常に優れた」出発点であるとし、UNFCCCやBAPに沿った内容であると評価した。

インド、サウジアラビア、ナイジェリア、ベネズエラ、タジキスタン、ジンバブエ等は、透明性ある包括的な交渉プロセスの必要性を強調した。

インドは、「最も重要な」条約の一つである議定書を第2約束期間に強化しなければならないと強調した。オマーンは、2つの交渉トラックで作業を継続させなければならないと強調した。南アフリカは、2つのトラックで法的拘束力を有する成果を出す案を支持した。ベネズエラは、議定書の継続に関する作業に「妨害工作」を行うべきではないと述べた。

オーストラリアは、REDD-プラス、適応、技術といった分野での意見が収束したことに勇気付けられていると述べ、資金に関する「良い動き」について言及した。他方、次の点については懸念を示した。すなわち、緩和; 法的枠組みに関する課題; 実施面の進展を把握するための透明性あるシステム; 長期的な資金、といった問題である。最初に掲げた一連の問題については、草案グループでの作業継続とし、2番目の問題群については、全体会合（プレナリー）と閣僚級会合での検討に付すことを提案した。

ノルウェーは、議長案を歓迎すると述べたが、途上国に関する緩和の部分が「あまりに緩い内容」とし、どうすれば法的拘束力を有する合意に達することができるのか「明確なメッセージ」を出すべきであると述べた。ナイジェリアは、適応、資金、技術、キャパシティビルディング等の問題について細かな説明が必要であると指摘した。日本は、「パッケージ合意」というコンセプトについては支持を表明したが、2013年以降の枠組みに対する法的形式について予断することや緩和のセクションのバランスの欠如については懸念を示し、閣僚レベルの非公式協議を提案した。環境十全性グループも、閣僚が参加するプロセスの開始を提案した。

マーシャル諸島、ソロモン諸島は、AOSISの提案に対する注意を呼びかけ、提案の目的は京都議定書の存続を確保することと、条約の実施を強化する議定書であると述べた。

セネガルは、脆弱な国々への資金供与への対応と条約に基づく適応に関する資金メカニズムの構築が必要であると指摘した。アラブ首長国連邦 (UAE) は、共通するが差異のある責任の原則を踏まえた強い成果とするために、議長テキストはさらに調整や修正を加える必要があると述べた。タジキスタンは、適応や技術移転に関する包括枠組みをつくる必要があると強調した。

エジプトは、2つの交渉トラック間の作業配分にムラがあるとの懸念を示し、そのことが「不均等な進行につながる恐れがある」と指摘した。ブルンジは、AWG-KPの進展を、AWG-LCAに追いつかせるように求めた。バーレーン等は、合意に達するための時間的な制約について強調した。カナダは、文書が前進策を示していると述べたが、緩和に関してはかなりの作業が残っていると指摘し、緩和の約束や行動は文書に記載すべきであり、透明性ある国際的なレビューの対象とすべきであると強調した。

レソトは、LDCの立場から、2トラックでの交渉を支持すると改めて表明した。パプアニューギニアは、現実的に可能な限り早い時期に法的拘束力を有する合意を採択すべきであると指摘し、AOSIA提案は支持しないとの意向を示した。ガンビアは、2013年以降も議定書を継続させるべきだと主張した。

パレスチナは、適応のために先進国から供与される資金は、非締約国にも提供すべきであると主張した。手続き規則案の適用継続については、開会プレナリー場でパプアニューギニアが反対を唱えた、投票に関する規則42を除き、非公式協議で交渉を続けるとし、後日COPのHedegaard議長がその内容を報告することが伝えられた。

COP/MOP プレナリー

組織的事項: AWG-KPのAshe議長からAWG-KPの進捗状況について報告があり、12月11日 (金) にAWG-KPの成果に関する議長案を締約国に紹介したことが伝えられた。

ツバルは、京都議定書改正案に関して中断されていた議題をベースに議論を継続すべきだと主張し、議事進行に異議を唱えた。

スーダン、G-77/中国の立場から、今後のAWG-KPの作業にとって議長案は良いたたき台であると述べたが、作業の進み方が遅いとの懸念を示した。また、京都議定書の解体論や不要論は受け入れがたいとし、交渉トラックは両方とも維持すべきであると述べ、それが議定書の強化と、条約の下での合意成果につながると主張した。南アフリカは、実質的な問題の多くをこれから解決しなければならない状況ではあるが、原案は作業の土台として使用できると明言し、いくつかの途上国がこの意見を支持した。

グレナダは、AOSISの立場から、議長案に関するオープンで透明性ある交渉を支持した。ガンビアは、アフリカン・グループの立場から、合意に至るための時間が不足しているのではないかと懸念を示した。パプアニューギニアは、議長のLULUCFに関するテキストは、合意に「ホット・エア」を導入するものだと指摘した。ミクロネシアは、AWG-KPとAWG-LCAの双方の下で法的拘束力を有する成果を出す必要があると強調した。

EUは、条約の環境十全性を保持するためには世界全体の野心的な包括合意が必要とされると主張し、日本、カナダ、スイスも同様に主張した。また、EUは、特にLULUCF、余剰枠 (AAUs)、柔軟性メカニズム等に関して更に進展させることが重要であると強調した。日本は、すべての主要排出国の参加を強調した。ノルウェーは、京都議定書の下で新たに約束期間を設けるか、法的拘束力を有する単一の合意文書を成立させるかの何れかが必要だと主張し、LULUCF及び柔軟性メカニズムに関する作業の前進を求めた。

COP/MOP議長のHedegaardは、進展させる方法については意見が分かれていると指摘し、この件を閣僚や政府団代表らと検討する予定だと述べた。

京都議定書改正案: COP/MOPのHedegaard議長は、京都議定書の改正案の進め方についての協議継続について言及した。

ツバルは、本件を「うやむやな状態にしてはならない」とし、この議題項目の下、法的な意味合いは京都議定書 第20条 (改正) に基づくものであり、従って、京都議定書 第3.9条 (附属書I国のさらなる約束) に基づくAWG-KPの作業とは意味合いが違うと主張した。ツバルは、自国の主張の中で目指しているところは、京都議定書と新たな法的文書を合体させようとするものではなく、京都議定書を含めて法的体系を保持するというものであると強調し、実質的な議論を求めると、この問題を別途COP/MOPに付託するというのは「重大な不正義」にあたる発言した。また、インドは、附属書I国による「大幅な排出削減」の採択を重視し、改正案の多くの側面が条約との整合性をもっていないとの主張を強調し、「問題を回避することなく」作業を進めるよう求めた。COP/MOPのHedegaard議長は、インドの懸念について留意したが、改正案に関する非公式協議を続けると述べた。

SBSTA 閉会プレナリー

組織的事項: SBSTAは、Mihir Kanti Majumder (バングラデシュ) を副議長に、Purushottam Ghimire (ネパール)を調整連絡役 (Rapporteur) に選出した。

気候変動への影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画: SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.17) を採択した。

REDD: SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.19 及び Add.1) を採択した。また、会合報告書に「各国の事情の中には、森林被覆率が高い国や森林減少率が低い等、固有の状況をもつ国々を含む」と記載することでも合意がなされた。

研究・系統的観測: SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.16 及び Add.1)を採択した。

条約の下での方法論に関する問題:附属書I国のGHGインベントリの点検: SBSTAのPlume 議長は、附属書I国のGHGインベントリの技術的点検に関する年次報告書(FCCC/SBSTA/2009/INF.4)にSBSTAが留意したことを会合報告書の中で反映させることを提案し、締約国の合意を得た。

国際航空・海運由来の排出量: SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.15)を採択した。

京都議定書の下での方法論に関する問題: HCFC-22/HFC-23: 進行役のAdejuwonから、締約国が結論に達することができなかったとの報告があった。SBSTA 32でも本件の検討が続けられる。

CDMに基づくCCS: SBSTAのPlume議長より、本件に関して合意には至れず、SBSTAで結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.20)が採択されたことが伝えられた。サウジアラビア、オーストラリアは、合意が成立しなかったことに対する失望感を示した。ガーナは、緩和技術、緩和活動としてCCS向けのプログラムを策定するようSBSTAに要望を出した。

共通測定基準: Gytarsky共同議長は、合意が成立しなかったことを伝えた。SBSTA 32で、本件の検討が続けられる。

技術移転: Fuller共同議長は、SBSTA/SBI合同コンタクトグループの会合結果について報告し、その中でパフォーマンス指標に関するレポートと技術移転に関する専門家グループの作業継続計画に対する支持を強調した。SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.14)を採択した。

京都議定書2.3条に関する問題 (政策措置の悪影響): SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2009/L.18) を採択した。

会合報告: SBSTAは、会合報告書 (FCCC/SBSTA/2009/L.13) を採択した。

環境NGOのClimate Justice Nowは、原子力や遺伝子組換え (GM) 作物、海洋肥沃化、バイオ炭など「まだ実績のない緩和技術」に関する懸念を表明した。女性とジェンダーの視点から、Women's Environmental and Development Organization (WEDO) は、REDD実施のために女性と地元住民の参画が必要だと主張した。Sustainable Markets Foundationは、若い世代のために、REDDに関する合意には、プランテーションと自然林の区別; 地元コミュニティのための予防措置; 森林減少の促進要因を盛り込むべきだと主張した。

EU、スーダン (G-77/中国)、オーストラリア (アンブレラ・グループ) は、様々な問題が進展したことに満足感を示したが、AWG-LCAとAWG-KPの作業によって今次会合で使える時間が限られていると指摘した。

SBSTAのPlume議長は、REDDに関するCOP決定を含め、進展したことを強調し、締約国に対して感謝の意を述べ、午後5時19分にSBSTAを閉会した。

SBI閉会プレナリー

組織的事項: 役員を選出: Ortiz Basualdo (アルゼンチン)をSBI副議長に、Kadio Ahossane (コートジボワール)をSBI調整連絡役として選出した。

京都議定書3.14条(悪影響と対応措置の影響): SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.25)を採択した。

附属書 I 国の国別報告書および温室効果ガス(GHG)インベントリ・データ:

SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.26)を採択した。

キャパシティビルディング (条約): SBIは、結論書(FCCC/SBI/2009/L.19) を採択した。

キャパシティビルディング (京都議定書): SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.20) を採択した。

京都議定書の下での附属書 I 国からの報告および情報の検討: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.23)を採択した。

京都議定書附属書B締約国向けの年次報告の編集および会計報告: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.24) を採択した。

事務管理、資金的、制度的な事項: 2008-2009年(2ヵ年) 予算収支: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.21 及び Adds.1 and 2) を採択した。

事務局の役割と業務の継続見直し: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.21 and Adds.1 and 2) を採択した。

特権と免責事項: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.22) を採択した。

条約 4.8条および4.9条 (悪影響): 決定書1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画) の実施に関する進捗状況: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.28) を採択した。

LDCsに関する事項: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.27) を採択した。

技術移転: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.18) を採択した。

資金メカニズム: 資金メカニズムの第4次レビュー: Lei共同議長は、この議題項目の進展に触れたが、コンタクトグループでの作業を完了するための時間をもっと必要だと述べた。SBIは、SBI 32での交渉のたたき台となる、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.29) を採択した。

GEF報告: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.30) を採択した。

特別気候変動基金に関する評価: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.31) を採択した。

今次会合の報告: SBIは、会合報告書 (FCCC/SBI/2009/L.17) を採択した。

スーダン (G-77/中国)、オーストラリア (アンブレラ・グループ)、レソト (LDCs)、スウェーデン (EU)、スイス (環境十全性グループ)、ウガンダ (LDC専門家グループ) は、それぞれの立場から、SBI 31での進展を歓迎したが、今後の会合へ先送りされた問題が重要であると指摘した。LDCsは、LDC基金に対する20億米ドルの先進国の拠出金を含め、LDC作業計画に関する十分な支援を求めた。

世界風力会議 (GWEC) が、業界団体の立場から、特に、市場メカニズムの改善・拡大と民間投資の中心的な役割の認識を求めた。

FOEインターナショナルは、環境NGOの立場から、“気候の負債を南の人々へ” 支払うよう求め、炭素市場よりも公共資金の必要性を主張した。国際農業生産者連盟 (IFAP) は、農業NGOの立場から、農業に関するSBSTA作業計画を策定することを支持した。

ブリティッシュ・カウンシルは、若い世代のために、法的拘束力を有する成果に関するツバル案を支持し、締約国は具体的かつ透明性ある資金メカニズムに合意しなければならないと強調した。

SBIのBratasida議長は、午後9時15分をもってSBI会合を閉会した。

コンタクトグループ及び非公式協議

資金 (AWG-LCA): 非公式協議で、小規模な草案グループでの作業を反映させたノンペーパーの紹介があった。このノンペーパーには、特に以下の点 (資金メカニズムを稼働するための約束; 様々な機能を有する機関の概念; 執行機関および検証機関としての役割; ガバナンス; 基金またはファンドの設立) に関する

る要素が括弧書きで盛り込まれている。その後、資金源の創出と資金供与を取り上げた、ノンペーパーの検討が行われた。

技術 (AWG-LCA): 技術に関する草案グループが非公式に行われ、改訂版草案テキストが検討された。午前中に、技術の移転・開発の目的; 技術メカニズムの機能; 技術メカニズムの運営等に関するパラグラフが検討され、午後にも議論が続けられた。

共同実施 (COP/MOP): Lesolle共同議長から、新たな決定書案が紹介され、パラグラフごとの検討が行われた。利益の一部 (SoP) をJIに拡張する件に関するパラグラフを除く全てのパラグラフについて締約国の合意が得られた。ロシア、ウクライナは、このパラグラフの削除を提案したが、G-77/中国がそれに反対を唱えた。オーストラリアは、他の機関の下で行われる融資に関して現在進行中の議論を強調し、他の数カ国の支持を得た。ウクライナは、本件はAWG-KPでも審議中だと指摘した。日本は、利益の一部 (SoP) を拡張するには、議定書の改正が必要であると指摘した。今後も非公式協議が続けられる。

AWG-KP 非公式協議: AWG-KP議長の新たな草案に関する非公式協議が午前に行われた。

多くの締約国から、この草案を歓迎するとの声があがった。一部の先進国は、草案テキストを取り上げる前に、成果全体の法的形式に関する問題を解決する必要があるとの意見を提出した。柔軟性メカニズムとLULUCFについては、サブグループでそれぞれ懸案事項を解決したいとの意見が出された。

潜在的影響 (AWG-KP): 午後のコンタクトグループでは、Ure共同議長から、AWG-KP議長草案の潜在的影響に関するセクションに対する全般的なコメントが求められた。

ニュージーランドは、決定書よりも結論書を採択する方がいいという意見を示し、EUがこれを支持した。一方、G-77/中国は決定書の採択を求めた。

その後、草案文についてパラグラフごとの検討が開始となり、序文から検討作業が始められた。潜在的な負の影響によって最も深刻な被害を受ける国々については、サウジアラビア、コロンビア、クウェート、ナイジェリア等の国々が、条約4.8条、4.9条、4.10条に記載された国々について言及する方がいいと意見したのに対し、EU、日本、AOSISは、最貧国や最脆弱国である締約国について言及する方が良いとの見解を示した。

緩和 (AWG-LCA): 議長草案テキストの緩和のセクションについて非公式協議が行われた。先進国による緩和については、京都議定書の締約国ではない附属書Iの国々にテキストを適用すべきであると多くの国々が提案し、そうした国々が中期、長期的な約束を担う必要があると指摘した。その他、数カ国が、このセクションは、附属書I国ならびに拘束力あるQELROsを担いたいと希望する国々の双方に適用すべきであると提案した。

また、テキストの中で記載される全体的なアプローチを巡る懸念を踏まえて、セクション全体を括弧書きで記載すべきだとの提案も出された。さらに、成果の法的形式を予断するようなテキストについての議論が行われ、BAPに記載された文言に従うべきだとの意見があがった。また、先進国と途上国の双方のために共通の緩和の要素に取り組むべきだとの提案もあった。途上国のNAMAsについては、一部の締約国から、文案は「弱い」との意見が出され、NAMAsについて国際的なレビューを実施する案も提示された

が、他の多くの締約国からの反対に遭った。

緩和 - BAPサブパラグラフ 1(b)(iii) (AWG-LCA): 終日、MRVと資金を中心に、REDD-プラスに関する非公式協議が続けられた。

緩和 - BAPサブパラグラフ 1(b)(iv) (AWG-LCA): セクター別アプローチに関する草案グループが午前中に行われ、農業に関するテキスト案の協議が進められた。序文については構成が練り直され、貿易とオフセットの役割についての議論が行われた。午後からは、セクター別アプローチ全般とバンカー燃料油についての議論がなされた。

緩和 - BAPサブパラグラフ 1(b)(vi) (AWG-LCA): 対応措置に関する文案と、貿易、及びフォーラムが必要かどうかという問題を含めたテーマについて絞り込んだオプションについて、意見交換が行われた。夕方にも非公式協議が続けられた。

その他の問題 (LULUCF)(AWG-KP): 午後には、LULUCFに関するサブグループがコンタクトグループでの会合を行い、AWG-KP議長案について意見交換を行った。ブラジルが、議論のたたき台として議長案を支持すると表明し、その他多くの締約国もこれを支持した。

パプアニューギニアは、土地ベースの会計手法に関するオプションが文章案から省かれているとの懸念を示し、コスタリカ、マレーシア、タイが、これを支持した。中国をはじめ多くの国が、土地ベースのアプローチに関心を示したが、第2約束期間には適切ではないとの考えを示した。カナダ、オーストラリアは、土地ベースのアプローチに関するSBSTA作業計画を策定するとの決定書の文面を強調した。セネガル、ナイジェリア、コロンビアは、活動リストの完全性に対して留保を示した。パプアニューギニアは、この文面では進められないとの見解を示した。

その他の問題 (柔軟性メカニズム)(AWG-KP): 午後で開催されたその他の問題についてのコンタクトグループ会合では、Dovland副議長より、柔軟性メカニズムに関して簡略化された文案が紹介された。

特定のプロジェクト・タイプ向けの標準ベースラインの策定に関するテキストの修正案が、数カ国から提示された。Dovland副議長は、角括弧の挿入が多すぎると釘を刺し、議論の後にAWG-KP議長がテキストに何らかの変更を行うよう示唆するつもりはないと述べた。

アラブ首長国連邦 (UAE) 等が、CCSをCDMの対象に含めるようなモダリティと手続きをCOP/MOP 7ではなく、COP/MOP 6において、採択するよう提案した。

地域分布については、セネガルがSIDs及びアフリカ諸国のプロジェクト活動に対して具体的に言及するよう要請した。サウジアラビア、アルゼンチン、ペルーは、すべての途上国について言及する方がいいと述べた。ニュージーランド、ロシア、オーストラリア、日本、カナダは、第2約束期間にLDCsやSIDs、アフリカからの認証排出削減量 (CERs) を、一定量割り当てることを奨励する案を支持することはできないと発言した。カナダ、EUは、妥協案として、具体的なパーセントに関する表記を削除するよう提案した。ブラジルは、中国とともに、地域分布に関する議長の原案の文章に戻すことを支持した。韓国、オーストラリアは、新しい市場メカニズムからのクレジットに関して議論することを要請した。

附属書 I 国の排出削減(AWG-KP): Wollansky共同議長は、AWG-KP議長による新たな文章案のうち、

京都議定書 附属書Bと置き換える図表案、ならびに京都議定書 第3条 (附属書I国のさらなる約束)の修正案について、集中して検討するよう要請した。

日本は、どのように絶対値での排出削減目標を定義するかという点を明確にすべきだと強調し、オーストラリア、ニュージーランドとともに、AWG-LCAとの整合性を図るよう求めた。また、数値に関する文章全体を括弧書きにすべきだと述べた。

その後、解決困難な問題点を特定し、文章案を提示するとともに、議論や説明が必要な要素を指摘する作業が行われた。

Wollansky共同議長が、これまでの文章や議論を踏まえ、次回のグループ会合までに、共同議長がノンペーパーを作成することになるかもしれないと述べた。

廊下にて

第1週目のコペンハーゲン気候変動会議も終わりに近づき、国際会議場ベラセンターの内外で熱気が増している。コペンハーゲン市街では、シティセンターからベラセンターまでおよそ3万~10万人規模のデモ行進が行われた。また、抗議デモ集会関係者の数百名が警察に拘束されたことが伝えられた。しかし、集会自体は、多くの著名人による声明発表やパフォーマンスで構成され、概ね平和的なものであった。気候変動に関するデモ行進は、オーストラリア、フィリピン等、世界各地で開催された。

会議場の中では、デモのライブ映像を見ようと集まる政府代表団の姿も見られた。おびただしい数の人々が、コペンハーゲンで有意義な成果を出し、世界が危険な気候変動を防止するための道筋をつけてほしいと訴えていたことに対し、あちこちで感想が聞かれた。「私もその一人ではあるけれど、これだけ多くの人々が頑張っていることを感じられて良かった。」と、ベテラン交渉官も興奮していた。

一方、補助機関会合の懸案事項をまとめるべく、多くの政府代表団がひとときわ忙しく交渉を行っていた。SBIの場合、閉会プレナリーが午後9時以降まで続けられたが、その後も行われる数多くの非公式協議やコンタクトグループ会合に出席するため、会場内を移動する姿がみられた。引き続き、焦点となったのは長期的な問題に関するものであり、さまざまな部会の下で、終日の討議が行われていた。午前中にAWG-KP議長は非公式会合を開催し、金曜日にKP議長が紹介した原案に対して、締約国が全般的な所感を表明する機会が設けられた。原案の中の特定箇所について、数カ国から重大な留保が表明されたものの、午後からはAWG-KPのほとんどのグループで、原案に関する討議が開始された。

また、AWG-LCAの各種草案グループでも、バリ行動計画の中の細かな問題を網羅するノンペーパーについて終日の作業が続けられた。AWG-LCAでも、新たな議長原案の緩和に関する部分について、非公式協議が行われた。会議室から退出した政府代表団の中には格別驚きの表情もなく、締約国はそれぞれ「お馴染みの意見」を繰り返すばかりだったようだ。一部の主要先進国は、原案の緩和の部分を深刻に懸念すると表明し続け、原案を将来の作業のたたき台として使用することに反対していた。

午後からは、COP議長が非公式会合を開催し、一部の閣僚も出席した。会場を後にした締約国参加者の

話によると、京都議定書と条約トラックの下で実現しうる成果を示す模式図が紹介されたという。また、それは、ここコペンハーゲンで交渉を完結し、両方の交渉トラックの下で法的拘束力のある文書を採用するのか、あるいは、後の段階で両トラックの下で法的拘束力を有する文書を採用する期限について合意するのかという提案であったと、交渉官の一人が説明してくれた。それに対する反応がどうだったかと言えば、ほとんどの締約国がこれまでの主張を繰り返すというもので、注目すべき変化は見られなかったようだ。

いくつかの主要な問題については、第1週目の交渉の中ではあまり動きがなく、今後の行方について多くの政府代表者が思いを巡らせていた。「来週の今頃には公平で意欲的な合意ができたことを祝えるように頑張っていかなければならない。これまでには考えられない位、今次会合に向けて、交渉の機運が高まっている。この勢いを失ってはならない。」少々、不安げではあるが、決意のこもったコメントを聞くことができた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development -- DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish at this meeting has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at UNFCCC COP 15 and COP/MOP 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.